

監督処分基準の一部改正について

資料8

1. 背景

平成23年6月に建設産業戦略会議において取りまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」において、「建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取組と連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である。」との方針が示されました。これを踏まえ、建設業の許可・更新時に、新たに健康保険等の加入状況を記載した書面の提出を義務づけること等を内容として、建設業法施行規則を改正しました。

さらに、これを踏まえ、平成24年11月1日の同規則施行以後、社会保険未加入企業への加入指導を開始することとしており、これにあわせて、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号。以下「基準」という。）について、パブリックコメントを行った上で所要の改正を行ったものです。

2. 内容

- ① 健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反した役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は、7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととします。
- ② 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととします。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととします。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とします。

3. 適用日

平成24年11月1日以降に行われた不正行為等について、改正後の基準により監督処分を実施します。

(参考)新旧対照表

改正案	現 行
<p>三 監督処分の基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等(刑法違反(競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪)、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反)</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合(独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。)は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>d (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</p> <p>i <u>役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</u></p> <p>ii <u>健康保険、厚生年金保険又は雇用保険(以下「健康保険等」という。)に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>三 監督処分の基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等(刑法違反(競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪)、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反)</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合(独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。)は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>d (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p>